

令和 6 年度監査実施方針及び監査年間計画について

はじめに

令和 5 年 9 月に公表した令和 4 年度決算における健全化判断比率においては、「実質公債費比率」が 8.1%（前年比 0.9%、早期健全化基準 25%）、「将来負担比率」が 30.6%（前年比▲0.7%、早期健全化基準 350%）であった。財政の自由度を示す「経常収支比率」は 83.8%（前年比 2.8%、県内町村平均値 77.2%）で、前年度より割合が増加しており、今後も扶助費の増加など財政の硬直化が懸念されます。

令和 6 年度の歳入は、町税について、定額減税により 2,450 万円減額になります。減収分は地方特例交付金により補填されるものの、地方交付税や臨時財政対策債の減収などにより、一般財源全体では、大きな伸びは期待できない状況です。また、歳出においては、天竜川かわまちづくり事業の本格化や下市田保育園の大規模改修、それに増加傾向にある社会保障関係経費や原油価格・物価高騰による建設工事費や光熱水費の増加などの影響が見込まれます。これにより、令和 6 年度予算における財源不足の発生が見込まれ、当初予算では一般財源の不足を補うため、財政調整基金やふるさと元気づくり基金など 5 億 7,400 万円を取り崩すことになっています。

このような中、計画の 5 年目で前期計画期間の最終年となる「第 7 次まちづくりプラン」のチャレンジ 3 の達成と各施策の目的や基本方針の実現に向け、施策評価結果及びこれまで実施してきた事業を適正に評価・検証した上で、限られた経営資源を最大限有効活用するための諸施策を計画期間の 6 年後を捉えたバックキャストの視点（長期的な視点に立った上での直近の課題解決）を持ち立案し、真に必要な事業に取り組むべく、令和 6 年度は一般会計 76 億 7,000 万円（前年比 3,000 万円、0.4%の増額）の予算が編成されています。

監査委員は、地方自治法により設置された独立した執行機関であり、公正不偏の立場から監査、検査及び審査（以下「監査等」という。）を行い、行財政運営の健全性と透明性の確保に寄与し、住民福祉の増進と町政への信頼確保に資することが責務であり、役割を果たしていかなければなりません。

以上の点を踏まえ監査等は、「高森町監査基準」に従って次の観点を重視して行うものとします。

1 監査計画の趣旨

高森町監査基準（監査委員告示第 1 号）第 12 条の規定に基づき、令和 6 年度監査計画を策定します。

2 基本方針

監査委員は、公正で合理的かつ効率的な町の行政運営の確保のため、違法、不正の指摘にとどまらず、指導に重点を置いて監査等を実施し、もって、町の行政の適法性、効率性及び妥当性の保証を期するものとします。

3 実施する監査等の種類

令和6年度に実施する監査等は、次のとおりです。

(1) 例月出納検査（地方自治法第235条の2第1項）

各会計の毎月の現金の出納等について、計数が適正なものとなっているか、証拠書類も含めて検証するとともに、現金の出納事務が適正に行われているかを重点に検査を実施します。

この場合において、会計管理者に対し一般会計及び各特別会計についての検査を実施します。また、公営企業担当課長に対し、水道事業会計及び下水道事業会計についての検査を実施するものとします。

(2) 定期監査、行政監査（地方自治法第199条第1項、第2項、第4項）

財務に関する事務の執行が、事務事業の目的に沿って適正かつ効率的に行われているか、町の経営に係る事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかを主眼として監査を実施します。

原則として課等を単位として行い、監査対象課等に対して共通して実施する項目と、個別の事務事業の中から重点的に掘り下げて検証する必要がある項目を併せて監査します。監査対象以外の課等については、決算審査において補完するものとします。全課等を対象として、おおむね2年間で一巡するものとします。

備品については、各課における保管義務に遺憾な点はないか、棄損・廃棄などは適正に手続きが行われているか、帳簿残高と現在高は符号するか、需給計画及び需給実績は適正であるかなど、長に報告したものに対し監査を実施します。

働き方の見直しに関しては、様々な方策が必要であることから、検討も積極的に進め、可能なものから実施していくように要望しつつ、現状と実施状況、課題等を共有します。

(3) 随時監査、工事監査（地方自治法第199条第1項、第5項）

町が発注した工事で、事業費（契約金額）が1,000万円以上のものを対象とします。工事に関する計画、設計、積算、入札・契約、工事監理、施工等が適正かつ効率的に行われているかを主眼として、関係書類及び関係帳簿類を調査するとともに、関係職員からの説明を受け、また、工事現場において施行状況等の調査を実施します。

なお、本監査は、工事の進捗状況を踏まえて随時の監査として実施します。

(4) 財政援助団体等監査（地方自治法第199条第7項）

町が補助金、交付金等の財政的援助を行っている団体、出資している団体、公の施設の管理を行わせている団体を対象に、当該財政援助団体等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、所管課が

当該団体に対して、適正な指導を行っているかなどを主眼として、監査を実施します。

ア 補助金等交付団体

令和５年度に１,０００万円以上の補助金等の交付を受けた団体のうち、補助金等の金額及び内容、各団体の経営状況等を勘案し、監査実施団体を抽出します。団体が行う事業が計画及び交付条件に従って実施され、十分に効果が上げられているかを主眼として監査を実施します。

イ 出資団体

町が出資や出捐をしている団体に対し、団体が行う事業が、出資の目的に沿って運営されているか、会計経理等が適正に行われているか、また、費用対効果をはじめ、健全な経営がなされているかという観点から監査を実施します。

ウ 指定管理者

令和６年４月１日現在、施設の管理を行っている団体のうち、施設の種別及び団体数等を勘案し、監査実施団体を抽出します。公の施設の管理に係る出納その他の事務が適正かつ効率的に行われているか、また、当該公の施設の設置目的を効果的に達成しているかについて監査を実施します。

(５) 決算審査(地方自治法第２３３条第２項、地方公営企業法第３０条第２項)

令和５年度決算を対象として審査します。

ア 一般会計及び特別会計の決算審査

町長から審査に付された決算書について、計数の正確性の検証及び分析を行い、予算執行及び財産管理の状況についても審査します。また、各事業が地方自治法の趣旨に沿って行われているかについても確認し、意見を付します。

イ 公営企業会計の決算審査

町長から審査に付された決算書について、計数の正確性の検証を行うとともに、下水道事業及び水道事業の経営成績及び財政状態について審査し、意見を付します。

(６) 基金運用状況審査(地方自治法第２４１条第５項)

令和５年度の各種基金を対象として、基金運用状況調書等の計数の正確性を確認するとともに、基金の運用がその設置目的に沿って適切かつ効率的に行われているかを主眼として審査します。

(7) 財政健全化判断比率等の審査（地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項、第22条第1項）

令和5年度の一般会計等における実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率及び将来負担比率並びに水道事業会計の資金不足比率を審査します。

審査にあたっては、町長から提出された審査対象比率について、比率及びその算定の基礎となる書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施します。

(8) 現金検査（地方自治法第235条の2第1項）

公金取扱機関の公金取扱いは適正か、現金残高証明と会計管理者作成の収支日計表は一致するか、現金取扱いは書類、手順、決裁と規定どおりに行われているか検査を実施します。

(9) 住民監査請求による監査（地方自治法第242条）

町民から違法、不当な公金の支出等について監査の請求があった場合は、規定に基づき監査を実施します。

4 監査等の実施方法

監査等の実施方法は、あらかじめ提出を求める資料に基づく監査等のほか、必要に応じて、担当職員へのヒヤリング（説明聴取）及び必要な施設等に対する現地監査により実施します。

5 監査等の結果

監査等を終了したときは、法令の定めるところにより監査等の結果に関する報告の提出及び公表を行います。

6 年間監査計画

令和6年度の年間監査実施計画は、「令和6年度 高森町監査実施計画表」のとおりです。

令和6年4月1日

高森町代表監査委員 下井 明

高森町監査委員 小平 一博